

新規指定障害児通所支援事業者
(令和2年3月1日指定)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

法人名	法人住所	事業所名	事業所住所	サービス種類1	サービス種類2	サービス種類3	サービス種類4	事業所番号	指定年月日
株式会社ケアサポートおもいやり	葛城市林堂285番地1	おもいやりキッズ	葛城市脇田309-1	児童発達支援	放課後等デイサービス			2951900055	令和2年3月1日
株式会社みらいと	大和高田市曾大根二丁目4番12号	ミライトジュニア高田教室	大和高田市片塩町11番18号廣田ビル2F	放課後等デイサービス				2950800025	令和2年3月1日